



## 大規模施設を運営する事業者、大規模施設内のテナント等の皆さまに、協力金を交付します！



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間の短縮等にご協力いただいた、大規模施設の運営事業者、同施設内のテナント事業者及び非飲食業小規模カラオケ事業者の皆さまに、協力金を交付します。

### 対象区域（まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区域）

7/12～7/21：横浜市、川崎市、相模原市、厚木市

7/22～8/1：県内全市町

8/2～8/31：県内全市町村

### 協力金の概要

対象施設	交付額
時短要請にご協力いただいた、建築物の床面積＝1,000㎡超の大規模施設（詳細は裏面参照）	$1日当たりの交付額 \times 時短営業日数$ < 1日当たりの交付額 > $時短営業した面積単位数 \times 20万円 \times 時短率$ <b>（テナント数などにより、追加支給があります。）</b>
大規模施設の一部を賃借し、一般消費者向けに営業するテナント（飲食店を除く。）（詳細は裏面参照）	$1日当たりの交付額 \times 時短営業日数$ < 1日当たりの交付額 > $時短営業した面積単位数 \times 2万円 \times 時短率$
非飲食業小規模カラオケ店	$2万円 \times 休業日数$

※ 面積単位数、時短率などの詳細は、神奈川県のホームページをご確認ください。

### 申請受付期間

令和3年9月9日（木）～ 令和3年11月18日（木）

※テナント事業者及び非飲食業小規模カラオケ事業者向け協力金の電子申請は9月16日(木)開始予定  
 ※電子申請を推奨しています。

### 主な交付要件

- 20時から翌5時は営業せず、イベント実施日及び映画上映は21時までとするなど、県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた大規模施設や同施設内のテナントであること。
- 県の要請に応じて休業にご協力いただいた飲食業の許可を受けていないカラオケ店であること。

申請に必要な書類や最新の情報等は、「大規模施設等に対する協力金」に関する神奈川県のホームページをご確認ください。

神奈川 大規模施設 協力金 第4弾

検索



（令和3年9月8日版）

